

(仮称)河合町まちづくり基本条例 条文案

分 科 会	参画・協働分科会
-------	----------

大 項 目	情報
-------	----

小 項 目	情報公開・共有
-------	---------

分 科 会 意 見	○「…するため」という理念・意義も入れた条文をつくるべき。公開方法についても、この際に議論検討すべき（条文に謳うか、規則で定めるか、逐条解説書に書き込むかは別途検討が必要）。 ○情報の適正管理についても入れるべき。 ○細かく書き込みすぎるよりも、簡潔に理念・意義を謳うべき（細かな内容は、別途逐条解説書等で示す）。 ○町民は「情報を知る権利がある」こと、それを受けて「町は責任を持って情報管理と公開を行う」という両方の規定を設けるべき。 ○条文タイトルに「町民の知る権利と町の責務」と入れるなど、わかりやすくするための工夫が必要。 ○まちづくり基本条例は大きな理念や目標を定めるものなので、細かな手順・方法等は「別途定める」とすべきでは（既にある「情報公開条例」等）。 ○事例には「町民も自らの活動情報を（公開し）共有する」としている自治体があるが、これをどうすべきか。行政も町民も情報共有してまちづくりに取組むということにまで踏み込むかどうか。 ○行政情報も大切だが、まちづくりに取組むという観点からは、子育てやイベント等の活動情報の共有も必要。河合町がどうするのか、役場も含めた検討が必要。 ○口きき等の横やりを防ぐためにも、きちんと情報公開の理念とやり方を検討すべき。これは職員を守るためでもある（町役場職員：要望等については会議録を残している）。 （清水分科会会長） ○条文が必要なことについて意見一致（共通意見）しているが、簡潔に理念を謳うのか、広陵町のように一定程度詳しく書き込むのか。また、「互いに共有する」という項を設けるかどうか。 ⇒再度、意見交換を行う。 ○「町民の知る権利と町の責務」についてはきちんと書き込むことにする。「町も町民も互いに情報の共有」を書き込むかどうかはいったん保留（両案併記）し、町で検討いただき、審議会全体で議論することとする。
条 文 案	（情報の公開と共有） 第●条 町は、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関して町民に対する説明責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければなりません。 ２ 町は、保有する情報を適正に管理し、町民が必要とする情報の積極的かつ効果的な提供に努めるものとします。 ３ 町は、町民への情報の公開及び提供にあたっては、広報紙、ホームページその他多様な

	方法を活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとします。 4 町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとします。
--	---

小項目	選挙公報等
分 科 会 意 見	○この基本条例には必要ないのでは。 ○町民が議会活動を知るために、議員の責務や選挙公報をきちんと発行することを謳うことは必要だが、これらは議会基本条例（の改正）で書くべき内容ではないか。 ○まちづくり基本条例は町の最高規範。前段の「町民の知る権利」をきちんと謳うことで、議会活動も当然含まれるので、あえて条文化する必要はないのでは。（清水分科会会長） ○町長や議員が積極的に情報提供することは大切ということは分科会の意見として出すが、まちづくり基本条例では条文化しない（議会基本条例等に委ねる）こととする。
条 文 案	規定しない

小項目	個人情報保護
分 科 会 意 見	○大変重要なことなので、条文化が必要（全員一致）。 ○何が「個人情報」なのか、現状ではバラバラでわかりにくい。共通認識ができていないのでは（逐条解説書等で明記する必要がある）。 ○防災・減災にかかる個人情報の取り扱いについては（災害対策基本法改正もあったので）町としてきちんとルールを定めるべき。 ○河合町の「個人情報保護条例」に災害時等の個人情報提供の取り扱いについて記載されているのであれば、この基本条例では「個人情報の保護」と「自身の個人情報の閲覧、訂正の権利」をきちんと書き込めばいいのでは。細部については「別に条例に定めるところにより」でいいのではないか。 ○町職員：河合町の「個人情報保護条例」でどうなっているのかを確認し、報告する。（清水分科会会長） ○それでは「個人情報保護」については、みなさんの意見どおりとする。
条 文 案	（個人情報保護） 第●条 町は、町民の権利及び利益を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。 2 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続きを経て団体等に提供することができるものとします。

大 項 目	住民自治
-------	------

小 項 目	住民自治のあり方・定義
-------	-------------

分	○住民に理解いただけるかどうか。「一定の区域を範囲とした」というのもわかりにくい。自治のイメージ・取組みも、ニュータウンと旧村落地域とではずいぶん違う。どこまで、どのように理念の部分で謳うのか。 ○ここでは、河合町としては「住民自治とはこういうもので、その意義や役割・機能・権利はこういうもの」ということを条文化すべき（その後の条文で、活動や範囲を原則として掲げる）。 ○旧村地域では、そもそもこの条例で住民活動を謳うことに対して、「今までもやっているのに、何か新たにやるのか」という声もある。
科	（清水分科会会長） ○現に活動している所では、それを尊重して継続いただくためにも条文で謳うことが必要ではないか。 ○ここでは、住民自治の定義やコミュニティ活動の主体・意義・役割・権利をきちんと条文化する。
会	○条文化は必要だが、理解はむづかしく、抽象的にならざるを得ないが。 ○主役・主体を明確化することが大切。 ○そもそも住民自治とは、住民が主体となって団体自治を統制管理するというのが地方自治法上の概念。この基本条例では、そのうちの住民の自主活動について謳っているということを、逐条解説書等で明記すればいいのでは。 ○条文に明記するかどうかは意見が分かれると思うが、「相互理解の上」取組むということが大切ではないか。
意	○もう一つの分科会（基本分科会）で、「町民とは」という定義と権利について検討していると思うが、この分科会では一人一人の町民というよりは、コミュニティという集団の活動やNPO活動などの意義について書き込むところだと思う。河合町の実態に沿った形で検討すればいいのでは（自治体によって自治会・町内会等々の様相はずいぶん異なっている）。 ○これまでは男性中心の活動が多かったが、女性の会長も登場しており、住民活動はこれからも変わっていくと思われる。
見	（清水分科会会長） ○それでは、定義の部分では理念や意義を書き込み、後段の住民自治の主体のところは河合町の実態に合わせた書き方とする。 ○「相互理解」という文言を入れるかどうか等々細部については、基本部会での検討とのすり合わせの段階で協議する（全体審議会で整合化を図る）。

条 文 案	(住民自治) 第●条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の区域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主体となったまちづくりを行う活動をいいます。 2 住民自治の主体は、基礎的コミュニティ（大字及び自治会をいう。以下同じ。）をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体やNPO等の町民による公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等、多様な主体をさします。
-------------	--

小 項 目	住民自治の原則
分 科 会 意 見	○必要な条文だと思う。吉野町のように簡素に書く方がいい。 ○広陵町の書き方がいいのでは（一番最近なので各自治体の良いところを集めてうまくまとめているのでは）。 ○抽象的なのでよくわからないというのが正直なところ。住民活動に関心のない人には届かないのでは。 ○できるだけやわらかなわかりやすい表現にしたい。 ○「努めなければならない」とするのか「努めることとする」のか、文言は全体審議会で調整すべき。 ○相互扶助や助け合いについても、この原則の項でふれるべきでは。 ○長いスパンで考えると、今ある地域活動の形態も衰退や変化をしていくと思われる。そのため、これからの「地域自治組織」の項が次回以降の検討課題となっているのでは。 (清水分科会会長) ○それでは、広陵町の事例を参考にすることとする。
条 文 案	(住民自治の原則) 第●条 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、相互理解に努めるとともに自らも活動に参加するよう努めるものとします。 2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めるものとします。 3 町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとします。